



## 組合加入について

外国人技能実習生の受け入れや組合事業をご利用いただくには、組合への加入が必要となります。なお、組合加入に当たっては出資金が必要となります。加入条件等、詳しくはお問い合わせください。

※出資金は組合脱退時に返還いたします。  
※組合加入をお断りさせていただく場合もございますので予めご了承ください。

### 組合概要

|       |                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | ASIA日本共栄協同組合                                                                      |
| 所 在 地 | 〒914-0028 福井県敦賀市中81-1-13                                                          |
| 連 絡 先 | TEL 0770-37-1743 (受付時間 9:00~17:30)<br>FAX 0770-37-1741<br>E-mail asia@asia-trg.jp |
| 代 表 者 | 代表理事 古川 忠晃                                                                        |
| 設立年月日 | 平成7年3月13日                                                                         |
| 認 可   | 一般監理団体許可 許1707000683                                                              |



## 外国人技能実習生 受入事業のご案内



外国人技能実習生受入監理団体  
**ASIA日本共栄協同組合**

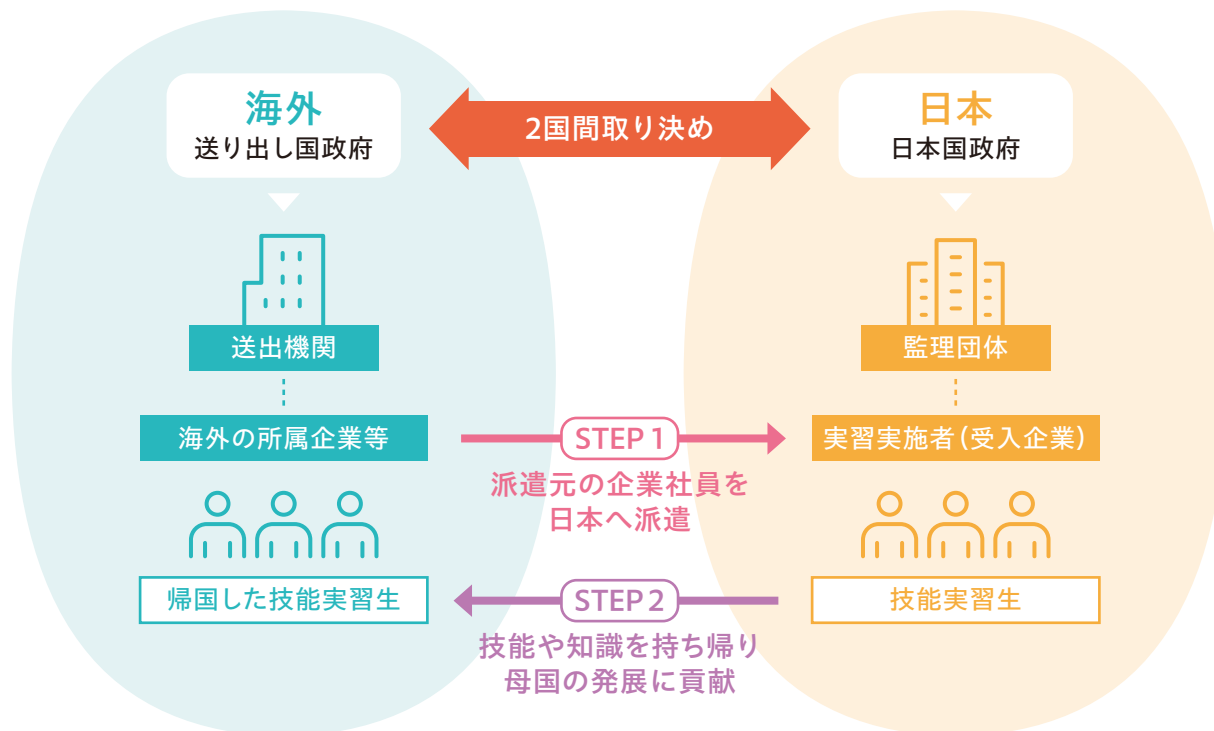
# 1

## 外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、日本で培われた技術・技能・知識を発展途上国へ移転し、その国の経済発展を担う人材育成を目的とした国際協力の制度です。外国人技能実習生は、原則として最長5年間日本の企業・団体に就労しながら実践的な技能を習得し、帰国後に母国の発展へ貢献することが期待されています。

### 技能実習の仕組みについて

制度の三者構造として、送り出し機関(母国)・監理団体・実習実施者(受入企業)が連携し、入国から帰国まで一貫してサポートします。監理団体は、実習が適正に行われるよう実習実施者を指導・監督する重要な役割を担います。



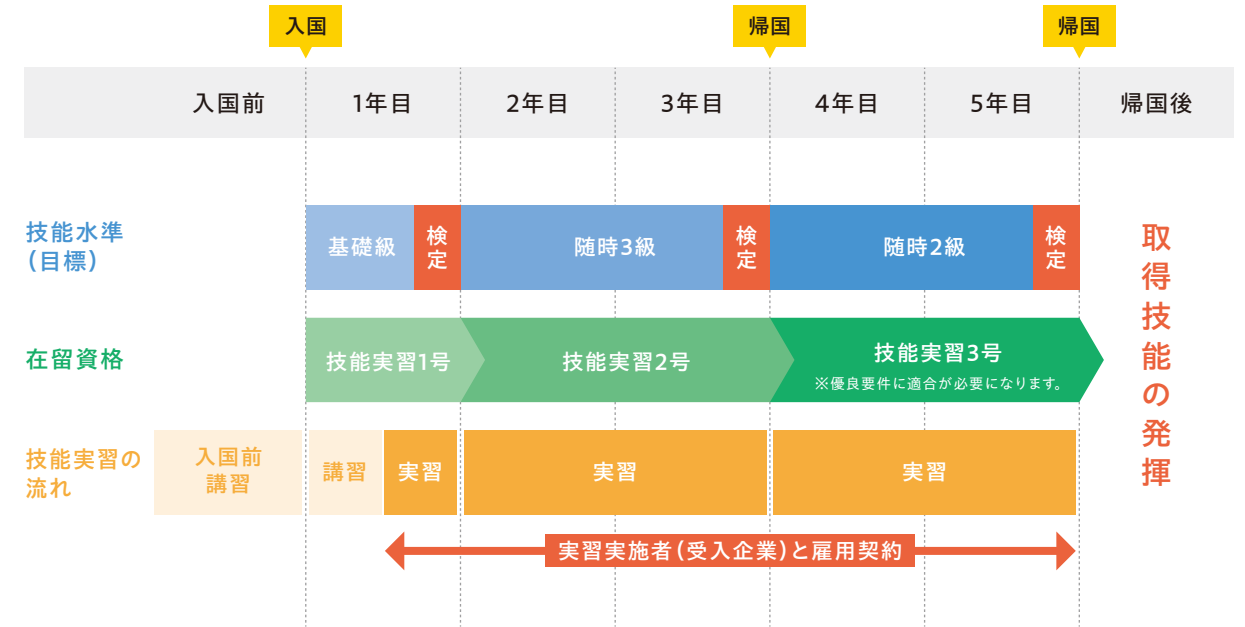
#### COLUMN\_01 受入れ可能な職種は？

技能実習法の要件を満たす**81職種145作業**が対象です。  
製造業・農業・漁業・建設・食品加工など幅広い分野で受入れが可能です。

※単純反復作業のみの職種は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

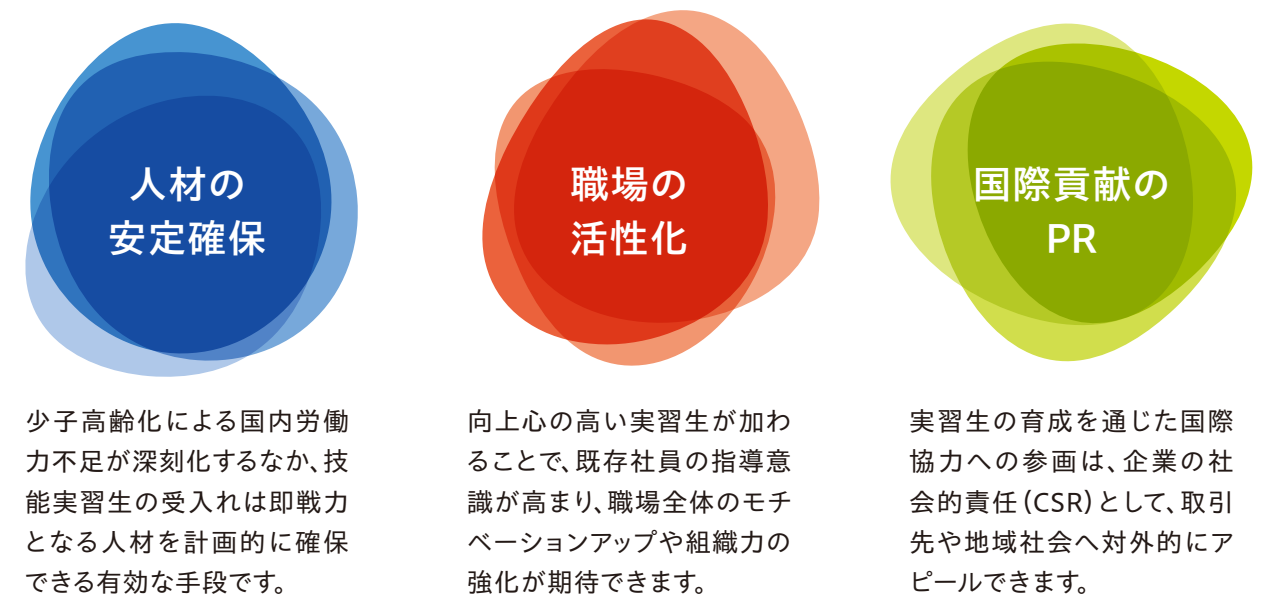
### 技能実習生の区分と在留資格

実習の区分は以下のとおりです。入国後1年目に基礎的な技能を習得する「技能実習1号」、2～3年目により高度な技能に習熟する「技能実習2号」、そして優良要件を満たした団体・企業のみ対象となる4～5年目の「技能実習3号」の3段階で構成されています。



※入国後4年目、5年目は優良団体・実習実施者に限定した拡充処置

### 受入企業のメリット



# 2

## 外国人技能実習生受け入れの流れ

受入れのご検討から実習修了まで、各段階でASIA日本共栄協同組合のスタッフが一貫してサポートします。はじめての受入れでも、書類準備から入国手続き・配属後のフォローまでお任せください。技能実習生の出身国に精通したスタッフが対応しますので、言語や文化の違いからくる不安も安心してご相談いただけます。



# 3

## 受け入れ後も安心のフォロー体制

福井を拠点に、地域に根ざしたきめ細かなサポートを提供します。ASIA日本共栄協同組合は福井県敦賀市に拠点を置き、福井県内の企業様に寄り添った対応を強みとしています。遠方の大手組合では難しい、「顔の見える関係」で安心して実習生受入れをお任せいただけます。



### 手続きを支援

在留資格の取得・変更・更新など複雑な行政手続きを代行。企業様の担当者様の負担を最小限に抑えます。

### 日本語サポート

入国前・入国後の講習を通じて、実習生が職場環境にスムーズになじめるよう継続的に支援します。

### 技能実習生への対応

実習生の病気・けが・メンタル面の不調など不測の事態にも、専門通訳を交えて迅速に対応・サポートします。

## COLUMN\_02 建設分野での事例

### 育てた仲間が、会社の未来をつくっている。

代表理事 古川 忠晃

私自身、2017年から建設会社で技能実習生の受入れを始めました。建設機械施工・型枠工・左官工など計17名を受け入れ、実習修了後も半数以上が特定技能に移行して現在も活躍しています。今では社員数の約4分の1が実習生・特定技能外国人で、会社にとって欠かせない戦力となっています。

受入れを決めたきっかけは「会社の発展と社員の意識改革」。実習生を日本人社員と同じ仲間として迎え入れ、生活環境の整備や運転免許取得のサポートなど、働きやすい環境づくりを続けてきた結果が、高い定着率につながっています。受入れにあたってのご不安やご質問は、この経験をもとに丁寧にお答えします。



# 4

## 特定技能制度について

2019年4月の改正入管法施行により、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されました。技能実習制度と異なり、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有した即戦力人材の確保を目的とした制度です。

### 2つの在留資格とそのステップ

特定技能は1号(就労経験を積む段階)と2号(熟練技能者向け)の2種類があり、原則1号から2号へ移行します。2号では在留期間の上限がなくなり、家族帯同も認められます。技能実習2号を良好に修了した方は、1号の技能試験・日本語試験が免除されます。

|           | 特定技能1号           | 特定技能2号             |
|-----------|------------------|--------------------|
| 対 象       | 相当程度の知識・経験を要する業務 | 熟練した技能を要する業務       |
| 在 留 期 間   | 通算5年まで(更新制)      | 上限なし(更新制)          |
| 家 族 帯 同   | 不可               | 可                  |
| 技 能 水 準   | 試験で確認            | 試験で確認              |
| 日 本 語 水 準 | 試験で確認            | 規定なし               |
| 試 験 免 除   | 技能実習2号修了者は免除     | 特定技能1号修了者は免除       |
| 対 象 分 野   | 14分野             | 2分野のみ(建設・造船・船舶用工業) |

#### 受入れ可能な特定産業分野

介護 ビルクリーニング 素形材・産業機械・電気電子情報関連産業 建設 造船・船舶用工業  
自動車整備 航空 宿泊 農業 漁業 飲食料品製造業 外食業

※特定産業分野とは、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を指します。

技能実習から特定技能への移行をお考えの企業様も、ぜひASIA日本共栄協同組合へご相談ください。

## よくあるご質問

**Q.** 実習生を受け入れたいけど、まず最初にどうすればいい？

→ **A.** 当組合にて最初からサポートいたしますので、おまかせください。

**Q.** どんな職種でも技能実習生は受け入れ可能ですか？

→ **A.** 技能実習法の要件を満たすもので、同一作業の単純反復でない81職種145作業のみとなっています。

**Q.** 技能実習生の選抜は、誰がどこをするのですか？

→ **A.** 受入れ企業様が現地またはネット面接を行います。

**Q.** アテンド体制は？

→ **A.** 当組合職員にてアテンドいたします。

**Q.** 実習生の傷害・疾病等への備えは？

→ **A.** 技能実習生総合保険等に参加。

**Q.** 実習生の病気や怪我等のトラブルには、どのように対応すればいい？

→ **A.** 基本的には企業様でのご対応ですが…

**Q.** 技能実習生の日本語は？

→ **A.** 約半年の事前講習にて…

**Q.** 入国後の講習期間は？

→ **A.** 職種によりますが、現制度では1ヶ月程度です。

**Q.** 事務手続きはどうすればいい？

→ **A.** 基本的には企業様にてお願いしておりますが、当組合でサポートいたします。

**Q.** 実習生の住居は？

→ **A.** 企業様でご用意をお願いいたします。

**Q.** ニュースなどで、実習生の失踪が多いと聞いたが大丈夫か？

→ **A.** そうならないようなサポート体制を整えています。

**Q.** 技能実習制度が変わると聞いたが？

→ **A.** 技能実習制度は2027年4月1日に廃止され、新たに「育成就労制度」が始まります。制度変更時に改めてご説明いたします。